

総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例をここに公布する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第19号

総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、総社市大規模災害被災地支援に関する条例(平成25年総社市条例第37号)第2条第1号に規定する大規模な災害に見舞われた地域から本市へ避難した被災者(以下「被災者」という。)に対して、予算の範囲内において、居住環境を確保し、必要な支援を行うことにより、被災者の生活再建に寄与することを目的とする。

(一時避難所の設置)

第2条 市長は、被災者を受け入れるために、市内に一時避難所を設置することができる。

2 市長は、一時避難所に避難した被災者に対して、必要に応じて食糧及び生活物資等を無償で提供するものとする。

(空き家等への入居支援)

第3条 市長は、本市に居住を希望する被災者に対して、空き家等民間住宅(以下「空き家等」という。)へ入居できるよう努めるものとする。

(避難生活支援金の支給)

第4条 市長は、空き家等に入居する被災者に対して、避難生活支援金を支給することができるものとし、支給額等は規則で定める。

(その他の支援)

第5条 市長は、前3条に掲げるもののほか、被災者に対する必要な支援を行うことができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に発生した大規模な災害から適用する。